

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、伊勢赤十字病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

令和 8 年 3 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 事件

春闘における要求について

2 日時

令和 8 年 3 月 22 日午前 0 時以降要求解決まで

3 場所

伊勢赤十字病院内の会議場、又は一部の職場。

4 概要

前記場所の全体的、あるいは部分的に連続又は断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除の為の一切の争議行為を単独又は併用して行う。